

マージン率等の情報提供について

※ 原則として、インターネットの利用による情報提供が必要です。

※ 下記の情報(⑥を除く)は少なくとも毎事業年度終了後可能な限り速やかに前年度分の実績を公表することが必要です。

① 令和 8年 6月 1日付け 派遣労働者数

2人

② 令和 7年度 派遣先事業所数(実数)

1 事業所

③ 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

35,200円(8時間 全業務平均)

④ 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

19,200円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日) マージン率

45.5%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

マージン率に含まれる費用 ・社会保険料・労働保険料・福利厚生費・教育研修費・会社運営費・営業利益

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和9年3月31日)

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
塗装検査における基礎教育	雇入時	OJT	無償	有給
階級別教育	派遣中	OJT	無償	有給
職能別教育	派遣中	OJT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 相馬 大輔 電話番号 06-6533-3801

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

事業所名 ジャパン・アイ・エス株式会社
許可番号 派27-302769

(R3.12)